

## 包括一律請求 判例・裁判例

## (1) 富山地判昭和 46 年 6 月 30 日判時 635 号 17 頁

いわゆる富山イタイイタイ病訴訟において、原告が慰謝料請求のみをしたのを受けて、病状の経過、そのための生活状態の変化などを認定して、生存者 8 名と昭和 31 年までの死者 4 名に一律各 400 万円、昭和 43 年以降の死者 2 名に一律各 500 万円の慰謝料を認めた。

## (2) 名古屋高金沢支判昭和 47 年 8 月 9 日判時 674 号 25 頁

(2)の控訴審において、「財産上の損害についての立証の困難や審理期間の長期化等により被害者の救済のおくれるのを防止するため、これを慰謝料算定の斟酌事由として慰謝料の額に含ませて請求することは許されるべきであって、この意味における一律請求は違法と称し得ないこと明らかである。」とし、第一審判決を変更して死者各 1000 万円、生存者各 800 万円を認めた。なお、患者間に差をつけたことに対して、「多数の被害者につき被害者側の個別事情を考慮することなく一率に損害額を算定請求するという意味での一律請求というのであれば、そもそも私法上の請求については当事者毎に個別的に具体的事情に応じて損害額が算定さるべきであるというのが法の要請であると解せられるから、このような一律請求は許されないものといわねばならない。」と判示した。

## (3) 新潟地判昭和 46 年 9 月 29 日下級民集 22 卷 9=10 号別冊 1 頁

いわゆる新潟水俣病事件において、「原告らの請求している損害賠償は慰藉料に限られており、いわゆる逸失利益については、現在および将来もこれを請求する意思のないことは、弁論の全趣旨により明らかである。

かような場合、裁判所が慰藉料を算定するにあたっては、水俣病の治癒、改善の困難さはもちろんのこと、後記各認定患者等の症状、入院およびリハビリテーションの期間の長短に加えて、特にこれら患者の年齢、稼働可能年数、収入および生活状況等諸般の事情をも参酌すべきものとする。」と判示し、患者を 5 ランクに分けて、それぞれ損害額を認定した。

## (4) 熊本地判昭和 48 年 3 月 20 日判時 696 号 15 頁

いわゆる熊本水俣病訴訟において、原告が逸失利益の賠償請求を現在および将来においてする意思のないことが明らかであり、また財産的損害の賠償を請求すると、立証困難のため審理期間が長期化して被害者救済が遅れるので、これを慰謝料算定の斟酌事由とし、慰謝料額に含ませるとし、「各患者の生死の別、各患者の症状とその経過、闘病期間の長短、境遇などのほかに、これら患者の年齢、職業、稼働可能年数、収入、生活状況などの諸般の事情をあわせて斟酌しなければならない」とし、ただ、「このように被害者側の個別事情を考慮することなく、全部の被害者について一律に損害額を算定請求することは、公平、妥当かつ合理的な損害の賠償という不

法行為法の理念に反する」とした（同様の立場を示したものとして、熊本地判昭和54年3月28日判時927号15頁（熊本水俣病第二次訴訟））。

**(5) 大阪地判昭和49年2月27日判時729号3頁**

いわゆる大阪空港騒音訴訟において、原告が、単なる精神的苦痛の填補のみを求め、原告の全生活が環境を含めて破壊されたことによる一切の損害の賠償を求めるとしたのに対し、「そういうところの非財産権上の損害から精神的損害を除いた場合に、どのような損害が残るのかは必ずしも明確ではなく、生活や環境の破壊による損害といっても、これを精神的損害の内容として把握することができないわけではない。従って、本件請求の損害金は、右のような包含した精神的損害に対する慰謝料であると理解す」とし、口頭弁論終結時までの慰謝料を認め、その後の慰謝料（『将来の慰謝料』）は、今後の騒音防止対策等により精神的損害も軽減や消滅が予想しうるから、慰謝料算定の基礎となるべき事実ないし条件はまだ確定していないとして認めなかった。

**(6) 大阪高判昭和50年11月27日判時797号36頁**

(5)の控訴審において、「過去から現在まで長期間にわたり権利侵害の状態が継続している本件のような場合には、近い将来に侵害または損害の発生が止む蓋然性のあることが被告によって立証されないかぎり、将来にわたって同様の侵害状態および損害の発生が継続するものと推定すべきである」とし、「将来の慰謝料」請求を認めている。

**(7) 福岡地判昭和52年10月5日判時866号21頁**

いわゆるカネミ油症訴訟において、原告が財産上の損害賠償を請求する意思のないことを認め、しかしそれは、「訴訟を進行することについての便宜上、原告らが油症に罹患したことによる精神的・肉体的苦痛とともに、これによって生じた逸失利益、治療関係費用等の財産上の損害を（そのような損失を余儀なくされたことによる苦痛として捉え、）合わせて慰謝料額算定の事由として主張しているものであるが、後に別訴の提起によって混乱を生ずるおそれのない限り、このような請求方法も許される」とし、一人の死亡患者の逸失利益賠償を認めたほかは、慰謝料による包括請求を認めている（もっとも、各人の病状に応じて額が異なるので、一律でない）。

**(8) 福岡地小倉支判昭和53年3月10日判時881号17頁**

いわゆるカネミ油症訴訟において、一律請求は認めなかったが、「本訴は油症患者たる原告ら及び死亡油症患者らの油症による直接の肉体的、精神的な苦痛、及び社会的、家庭的、経済的な一切の日常生活上の有形無形の損失、不利益のもたらす精神的苦痛に対する慰謝料請求のみと解する」とし、「また慰謝料額についても、能う限り被害者側の個別的事情を考慮し、公平、妥当且つ合理的に算定すべきである」とした。

**(9) 金沢地判昭和 53 年 3 月 1 日判時 879 号 26 頁**

いわゆるスモン訴訟において、「疾病によって蒙った精神上的の損害を中心とし、本件記録に表れた資料によって推認される財産上の損害を、その限度において、慰謝料額算定の事情として考慮する」とし、原告側、被告側双方の事情、その他本件記録に表れた一切の事情を斟酌し、被害者の救済を基本理念とし、衡平、ないしは社会的妥当の原理にも考慮を払いつつ「適正に裁定されなければならない」といい、慰謝料を算定した。

**(10) 東京地判昭和 53 年 8 月 3 日判時 899 号 48 頁**

いわゆるスモン訴訟において、原告が慰謝料（と弁護士費用）について一律 5000 万円を請求したのに対して（なお、原告は、本訴以外に財産上の請求をしないことを認めている）、慰謝料額認定において、スモン被害の状況のほか、患者の症状およびその経過、入通院期間、年齢、職業、扶養家族の有無、主婦としての家族への寄与度、スモン罹患による生活状況の変化、鑑定による症度区分など総合勘案し、口頭弁論終結時を基準に額を算定し、基準金額の設定と、年齢その他の修正要素による加算という方法を採用した。

**(11) 福岡地判昭和 53 年 11 月 14 日判時 910 号 33 頁**

いわゆるスモン訴訟において、原告が、「原告患者らが被った精神的、肉体的損害はもとより社会的、家庭的、経済的損害のすべてを包括したもの」として、患者一人あたり、3 ランクを設けて請求したのに対して、「原告患者らがスモン発病以来少なくとも 7 年余りをすでに経過し、その間の入通院による治療費、交通費、付添看護料その他の諸雑費、さらには車椅子、補装具、住居の改善費などの支出を余儀なくされ、また、その間十分に稼働できず、あるいは職を失ったため、発病から現在まで、更には将来に向って、その得べかりし利益の損害を被っていることは、十分に想像できるところであるが、これら多項目の損害を個々に立証していくことは非常に煩瑣であり、特にそれが長期間に及ぶときは事実上困難でさえある。そこで、このような場合には、これらの諸損害と精神的、肉体的苦痛に対する慰謝料とを併せ包括したものとして、一定の損害額を主張し請求することも、特に将来別訴の提起等によって不都合を生じるおそれなどない限り、許される」とし、障害の程度（重症度）、発症時の年齢、治療期間、職業関係、家族構成を考慮すべき事項とし、口頭弁論終結時をその基準時として、25 ランクの損害額を認めた。

**(12) 広島地判昭和 54 年 2 月 22 日判時 920 号 19 頁**

いわゆるスモン訴訟において、原告は、損害を全人間的破壊による損害とし、それを「総体として」「包括的」に把え、慰謝料という形で、5000 万円と 4000 万円の 2 ランクによる一律請求をしたのに対し、「原告ら患者の、その症状の程度、発症から後の経過、入通院の状況、本件発症前後の家族、生活、職業・収入の状況、年齢、その他本件スモン被害など諸般の事情を総合勘案して、本件口頭弁論終結時に

おける原告らの被った経済的、精神的全損害を包括して慰謝料（後記弁護士費用を除く）という形で算定すべきものとし、その具体的算定基準としては、原告ら各患者の本件症状の程度（症度）を中心にその年齢、生活状況などに照らし、おおむねつぎのような方法で算定するのを相当とし、これを基に本件損害額を定める」とした。

**(13) 最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁**

いわゆる大阪空港訴訟において、多数意見は、「確かに、被上告人らの本件損害賠償請求は、本件空港に離着陸する航空機の騒音等により被上告人らを含む周辺地域の住民が被っている被害を一体的にとらえ、これを一個の権利侵害として、被上告人らがそれら住民の全体を代表するといったような立場においてこれに対する救済を求めるものではなく、被上告人各自の被っている被害につき、それぞれの固有の権利として損害賠償の請求をしているのであるから、各被上告人についてそれぞれ被害の発生とその内容が確定されなければならないことは当然である。しかしながら、被上告人らが請求し、主張するところは、被上告人らはそれぞれさまざまな被害を受けているけれども、本件においては各自が受けた具体的被害の全部について賠償を求めるのではなく、それらの被害の中には本件航空機の騒音等によつて被上告人ら全員が最小限度この程度まではひとしく被っていると認められるものがあり、このような被害を被上告人らに共通する損害として、各自につきその限度で慰藉料という形でその賠償を求める、というのであり、それは、結局、被上告人らの身体に対する侵害、睡眠妨害、静穏な日常生活の営みに対する妨害等の被害及びこれに伴う精神的苦痛を一定の限度で被上告人らに共通するものとしてとらえ、その賠償を請求するものと理解することができる。もとより右のような被害といえども、被上告人ら各自の生活条件、身体的条件等の相違に応じてその内容及び程度を異にしようるものではあるが、他方、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、例えば生活妨害の場合についていえば、その具体的内容において若干の差異はあつても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点においては同様であつて、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在しうるのであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることも許されないではないというべきである。…そして、右の点に関し、本件空港に離着陸する航空機の被上告人らの居住する地域に及ぼす騒音等の性質、強度、頻度等が原判決において認定されたようなものである場合において、被上告人らのすべてに共通して原判決のような不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠その他日常生活の広範な妨害を生ずるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、是認することができないものではなく、また、身体的被害についても、本件のような航空機騒音の特質及びこれが人体に及ぼす影響の特殊性並びにこれに関す

る科学的解明が未だ十分に進んでいない状況にかんがみるときは、原審が、その挙示する証拠に基づき、前記のような航空機の騒音等の影響下にある被上告人らが訴える原判示の疾患ないし身体障害につき右騒音等がその原因の一つとなつている可能性があるとした認定判断は、必ずしも経験則に違背する不合理な認定判断として排斥されるべきものとはいえず、被上告人らすべてが、右のような身体障害に連なる可能性を有するストレス等の生理的・心理的影響ないし被害をひとしく受けているものとした判断もまた、是認することができないものではない。もつとも、原判決の判示のうちには、単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ、そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰藉料請求権の発生原因たるべき現実の被害にあたるということができないことはいうまでもないが、右判示は、そのような可能性ないし危険性を帯有する前記のような生理的・心理的現象をもつて慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めた趣旨のものと解することができないものではないのである。」と判示した。

環裁判官の意見（個別意見(8)のうち上告理由第三点の三に関する部分）は、(イ)人が発生させた騒音、排気ガス等が社会観念上一つの地域というに足る相当な広範囲にわたつて大気中に拡散した結果、大気汚染の状態が地域的に現出し、かつ、地域内の住民の相当数のものに右騒音、排気ガス等による財産的、精神的その他の具体的、個別的な被害が現実が生じたときは、その地域は、いわば一つの危険によつておおわれるに至つたものと見ることができ、かかる危険そのものが、個々の住民の被る具体的損害とは別個の、不法行為法上の保護の対象となりうる不利益であると解される。本件において被上告人らが被害として主張するところも、このような環境汚染そのものをいうものとみるのが相当である、(ロ)そうすると、被上告人らとしては、本件騒音等が遮るもののない上空において発生し、被上告人らの居住地域に一樣に到達するものであり、この環境汚染による危険には被上告人らが平等にさらされているものであることを前提として、右の危険の性質、態様、程度等を立証すれば足り、被上告人らのすべてについて個別的に具体的被害の立証をすることを要しないものというべきであり、原審が右個別的被害の認定をしなかった点に違法があるとはいえない、とするものである。

栗本・藤崎・横井裁判官の反対意見（個別意見(9)のうち上告理由第三点の三に関する部分）は、次のとおりである。(イ)原判決は、被上告人らに共通する被害の具体的内容に関しては、被害の種類を示しているのみで、その内容、程度を明らかにしていない、(ロ)原判決が共通被害の一つとしている身体的被害の危険性については、仮にこれをそのような危険性に基づく生理的、心理的影響を意味するものと解することによってその現実の損害たることを肯定できるとしても、かかる影響の存在を肯定するためには、現実生じている身体的被害の実態を専門家の診断等の客観的

資料によって明らかにしたうえ、いわゆる疫学的手法等によってこれと航空機騒音等との因果関係を立証すべきものである、ところが、原判決は、右のような現実に生じている被害を認定するにあたり必ずしも前記のような客観的資料によっていないのみならず、その危険性の存在を肯定した各種の身体的被害のうちある種のものについては、十分な証拠のないままこれと航空機騒音等との因果関係を肯認している。(ハ)以上の点において、原判決は、経験則違背、理由不備等の違法を犯したものである、とする(最判解昭和56年度民事篇798～9頁より)。

**(14) 大阪地判平成3年3月29日判時1383号22頁**

いわゆる西淀川大気汚染訴訟(第一次)において、大気汚染訴訟による疾病のように、発症以来長期間継続し、症状の経過も一様ではなく、被害が物心各種多方面にわたっているような場合には、「これらすべての被害を個別に細分しないで、固有の意味の精神的損害に対する慰謝料、休業損害、逸失利益などの財産的損害を含めたものを包括し、これを包括慰謝料として」請求することも許されるばかりか、むしろ「公平で、実体にも即しており、より合理性が認められる」と述べている。

**(15) 最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁**

いわゆる長崎塵肺訴訟において、「慰謝料額に関する原審の右判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

元来、慰謝料とは、物質的損害ではなく精神的損害に対する賠償、いわば内心の痛みを与えられたことへの償いを意味し、その苦痛の程度を彼此比較した上、客観的・数量的に把握することは困難な性質のものであるから、当裁判所の先例においても、「慰謝料額の認定は原審の裁量に属する事実認定の問題であり、ただ右認定額が著しく不相当であって経験則又は条理に反するような事情でも存するならば格別」である(最高裁昭和三五年(オ)第二四一号同三八年三月二六日第三小法廷判決・裁判集民事六五号二四一頁)とされている。

しかし、ここで留意を要するのは、上告人らによる本訴請求は慰謝料を対象とするものであるが、物質的損害の賠償は別途請求するというのではなく、かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣明し、上告人ら自身これに拘束されているのが本件であることである。

したがって、上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である、とした上で、「本件において死者を含む管理四該当者の被った精神的損害に対する評価については、一般の不法行為等により労働能力を完全に喪失し、又は死亡するに至った

場合のそれに比してさしたる違いを見出すことはできず、したがって、以上の事実関係の下においては、特段の事情がない限り、原審の認定した一二〇〇万円又は一〇〇〇万円という慰謝料額は低きに失し、著しく不相当であって、経験則又は条理に反し、右にみるような慰謝料額認定についての原審の裁量判断は、社会通念により相当として容認され得る範囲を超えるものというほかはない」とした。なお、この判例に対して、「慰謝料額の認定に関する判旨は理論的には特に目新しい視点が含まれているわけではないが、『包括請求』が慰謝料請求として理解された場合の裁量権の限界を示した判決として、実務的には重要で、他類型の人身被害との比較を踏まえた総合的検討の必要性を指摘しておきたい。」との評釈がある（藤岡康宏「長崎じん肺訴訟上告審判決」平成6年度重要判例解説65頁）。また、差戻審判決である福岡高判平成7年9月8日判時1548号35頁は、原告らが財産上の損害賠償を別途請求しないことを明らかにした上で慰謝料の支払いを請求していること、塵肺が重篤な進行性疾患であり症状も深刻であること等の事情を考慮して、当該慰謝料額を、塵肺法所定の管理区分に従い、算定した。

#### ※ 判例の流れ

判例は、はじめ、一括請求あるいは包括請求に対してこれを従来の個別的損害評価方式にあてはめて対応するという消極的態度を示すか、あるいはそのような請求方式をとりえないとして否定的な態度を示した（具体例として、(3), (4), (8)）。しかし、その後のスモン訴訟諸判決の中には、包括請求を正面から認めるものがある（具体例として、(11), (12)）。こうして、包括請求はいくつかのスモン訴訟判決において裁判上認められるようになり、その後のスモン訴訟判決においても、このことが確認されて今日に至っている。他方、損害賠償額を定型的ないし定額的に把握しようとする「一律請求」については、裁判例は、はじめ、ことばの上ではこれを否定的に答えた（具体例として、(4), (8)）。しかし、具体的な賠償額でみると、ことばの上で一律請求を否定した判決も、ほとんどの場合、結局のところ何段階かのランク、あるいは何らかの定型的基準（それは個別的算定の場合の基準となる）によって賠償額を認めており、さらに、最近の判決を見ると、(12)判例のように、ことばの上で包括一律請求を認めるか、あるいは定額基準による賠償を認めるかしている。つまり、裁判所は、完全定額賠償ないし完全一律賠償という意味では一律請求を否定しているが、しかし、個別的算定に対置された意味での何らかの定額・定型的賠償という意味では、一律請求を終始認めてきているのである。

（淡路剛久「一括請求・一律請求・包括請求」新・実務民事訴訟講座6（日本評論社、1983年）260~263頁）